

震災被害を受けた中小企業者等に対する資金繰り支援について

被災した中小企業者等に対し、利子および保証料補給を行う融資制度および、小規模事業者経営改善資金（マル経資金）の利子補給を行う制度を新たに設け、経営再建に必要な設備資金および運転資金を融資します。

事業内容 新たな融資制度の創設

中小企業支援緊急資金貸付事業

貸付限度額	5,000万円
貸付期間	10年以内（うち据置2年以内）
保証料補給	2/3補給
利子補給	2/3補給（5年間）

小規模事業者向け資金緊急利子補給事業

貸付限度額	2,000万円
貸付期間	10年以内（うち据置2年以内）等
利子補給	2/3補給（5年間）

【対象要件】

福井県に本社または事業所を有する中小事業者で、下記のいずれかの要件に該当するもの

- ・罹災証明もしくは被災証明を受けた事業者
- ・震災の影響において休業または提供する商品・サービスの損壊、キャンセル等により売上が5%以上減少した事業者